

令和8年度から国民健康保険税に「子ども・子育て支援金分」が加算されます

子ども・子育て支援金とは？

少子化対策として、政府はこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、児童手当の拡充や妊娠・出産時の経済的支援といった子ども・子育て支援政策の拡充を行うことを決定しました。この政策のための財源となる「子ども・子育て支援金」の一部については、子育て世帯を社会全体で支えるため、医療保険料と併せて拠出いただく仕組みとなっています。



児童手当の拡充

- ・所得制限の撤廃
- ・対象を高校生年代まで延長 など

妊婦のための支援給付

- ・妊娠・出産時の経済的支援の実施
- ・妊婦等包括支援事業の創設 など

共働き・子育ての推進

- ・出生後休業支援給付の実施
- ・育児時短就業給付の実施 など

◎子ども・子育て支援金制度に関するお問い合わせ先

子ども・子育て支援金制度コールセンター TEL 0120-303-272（平日9時から18時）

子ども・子育て支援金分の課税額について

時津町の国民健康保険税についても、令和8年度以降、従来の医療分、支援分、介護分に加え、新たに子ども・子育て支援金分が加わります。

【子ども・子育て支援金分の税率】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税額} \\ \hline \text{(年税額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{課税標準額} \times \text{税率} 0.31\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保数} \times 1,141 \text{円} \ast \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割額} \\ \hline 747 \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※子ども・子育て支援分均等割額は、18歳以上被保険者1人につき65円上乗せされます。

18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援分均等割額については全額軽減されます。

例：60歳夫婦2人・前年合計所得金額200万円で国民健康保険に加入している場合
〔200万円-43万円（基礎控除）〕×0.31%+2人×（1,141円+65円）+747円
=8,026円 ⇒2人分で年間約8,026円の上乗せになります。

子ども・子育て支援金は子どもや子育て世帯が安心して暮らすことのできる社会の実現のため使用されます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

時津町 税務課 住民税係